

はじめに

「食」は、私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠くことのできないものであり、食の安全を確保することは県政の基本的な課題の一つです。

また、本県は、全国でも有数の農業県であり「ものづくり県」でもあることから、安全で信頼性の高い県産農産物や県産品の提供はブランド力の強化につながり、ひいては、販路開拓や輸出の拡大にもつながると考えています。

県ではこれまで、食品の生産から消費に至る各段階の安全性と信頼性を確保するため「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めて参りました。

一方、食の多様化やグローバル化の進展により食への関心は高まっており、また、大規模な食中毒の発生や異物混入といった食の信頼を揺るがすような事件が依然として起きていることから、食の安全と信頼性の確保に向けた対策を更に進めていく必要があります。そのため、令和3(2021)年度からの5か年を計画期間とする新たな基本計画を策定いたしました。

この計画では、食品の衛生管理をより確実なものとするため、生産現場におけるGAP(農業生産工程管理)の実践を推進するとともに、食品等事業者のHACCP(ハサップ)による衛生管理の定着を促進させることにより、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指して参ります。また、県民一人ひとりが正しい知識を持って、生産から消費に至る各段階への理解を深めていくことが、食に対する不安の解消や安心感の醸成につながるものと考え、消費者、生産者や食品等事業者、行政の相互理解の促進に引き続き取り組んで参ります。

食の安全を確保するためには、事業者そして消費者である県民の皆様と協働して各種施策に取り組んでいくことが大変重要であると考えていますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和3(2021)年3月

栃木県知事 福田 富一





目 次



1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	
3	計画の期間	
4	計画の基本的な考え方	2
5	施策の体系と展開(イメージ図)	
6	施策体系一覧	3
7	目標値一覧	4
8	施策の体系と展開	

基本目標1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

①	安全で、環境に調和した農産物の生産の推進	5
②	安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進	7
③	安全で、環境に調和した水産物の生産の推進	9
④	安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進	10

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全の確保

①	食品等事業者による衛生管理の推進	11
②	食品等事業者に対する監視指導の充実	13

基本目標2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化(平常時の対応)

①	食品安全行政の総合的な推進(放射性物質対策を含む)	15
②	監視指導體制及び検査体制の充実・強化	17
③	事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進	19

(2) 健康被害の未然防止や拡大防止

①	健康危機管理体制の強化	20
---	-------------	----

基本目標3 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

①	消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進	21
②	消費者相談体制の充実・強化	23

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

①	消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援	25
②	環境に配慮した消費活動の推進	27

資 料

用語の解説	29
SDG s の達成に向けた取組	39
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例	40
とちぎ食の安全・安心推進会議規則	44
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)策定経過	45
とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿	45
食に関する相談窓口一覧	46